

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市債権管理条例施行規則の制定

2 背景

市全体で効果的かつ効率的な債権管理体制を構築する取組の一環として、債権管理に必要な事項を条例で定める必要があることから、令和4年2月佐倉市議会定例会に佐倉市債権管理条例（以下「条例」という。）を提案いたしました。条例が可決された場合、条例に規定した内容の細目的な事項を定める必要があることから、本規則を定めるものです。

3 対応方針

- （１）市の債権を適正に管理するための台帳への記載事項を定めます。
- （２）債権を放棄した際の議会への報告事項及び報告時期を定めます。
- （３）本規則は、令和4年4月1日から施行します。

4 政策内容

条例の運用に関し必要な事項を定めることにより、条例の目的である債権管理の適正化に寄与することができます。